

令和5年3月31日広島県水道広域連合企業団管理規程第47号
広島県水道広域連合企業団三次市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第7条）
- 第4章 給水（第8条—第12条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第13条—第20条）
- 第6章 管理（第21条）
- 第7章 貯水槽水道（第22条）
- 第8章 雜則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、三次市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める三次市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。

第3章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第4条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
 - (2) 増設工事 給水栓数を増加する工事
 - (3) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
 - (4) 撤去工事 給水装置を撤去し、給水を停止する工事
 - (5) 修繕工事 前各号以外の軽易な工事
- （給水装置工事の申込み）

第5条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

（給水装置工事承認の取消し）

第6条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 承認後10日以内に給水装置の位置を指定しないとき。
- (3) 申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができないとき。

（利害関係人の同意書等の提出）

第7条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。
- (4) 分岐給水装置がある場合において、本管所有者が給水装置を変更し、撤去し、又は廃止するとき。

第4章 給水

（メーターの設置及び管理）

第8条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

- 2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。
- 3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

（給水の申込み）

第9条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

（代理人及び管理人の届出）

第10条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

（各種の届出）

第11条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第12条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定め

る方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第13条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあっては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(特別な場合における料金の算定)

第14条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、1か月分の基本料金

2 月の中途において、その用途に変更があった場合は、申請日以降の定例日から適用する。

(料金の算定及び徴収方法)

第15条 料金は、隔月の定例日のものにあっては、2か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

2 每月の定例日のものにあっては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

3 企業長が必要と認めるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。

4 共用住宅の料金の取扱いについては、1個のメーターにより給水量を計量し、条例第19条に規定する管理人から料金を徴収する。ただし、管理人から入居者と連名で申出があった場合で、企業長が必要と認めたときは、入居者ごとに、家事用の料金を適用して徴収することができる。この場合、管理人は、入居者の料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(料金の納期限)

第16条 料金の納期限は、次に定めるところによる。

- (1) 納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月の末日
- (2) 口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

(使用水量の認定基準)

第17条 条例第31条の規定により、使用水量を認定する方法は、次のとおりとする。

- (1) メーターに異常があると認めたときは、試験をし、その結果、誤差が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合は、その割合に応じて使用水量を訂正し、使用公差以下のは、使用水量を訂正しない。
- (2) メーターが故障のときは、前年同期の使用水量に改修後の使用水量又は故障前4か月間の平均使用水量を考慮して認定する。
- (3) メーターによる計量が不能のため、当月の使用水量が不明のときは、前の計量月の使用水量を考慮して仮認定し、次の計量月の使用水量から精算する。

(料金等の減免)

第18条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 貧困のため負担に堪えない者
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると認められる者

2 前項の場合、その事項を証明する書類を提出しなければならない。

(過誤納等による料金の精算)

第19条 料金の調定後において、メーターの過針、遅針等により、使用水量に増減を発見した場合には、発見した翌月分までに、算定料金の過不足分額を更正するものとする。

2 第14条の規定により月の中途中で使用を中止し、又は廃止したときの料金は、精算し、追徴し、又は還付するものとする。

(工事負担金)

第20条 条例第15条の規定により、配水管布設に要する工事費の一部を工事申込者に負担させることができる範囲は、施工後10年以内とし、負担額は、当該施設に要した工事費を給水申込口数で除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず住宅、団地、土地区画整理区域等については、別に企業長が定める基準により、配水管布設に要する工事費の一部を工事申込者に負担させることができる。

3 前2項の場合は、配水管の所有権は、企業団に帰属する。

第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第21条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徹収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が

2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下

- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第22条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第8章 雜則

(申込書等の様式)

第23条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。